

## 各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託 仕様書

### 1. 業務名

各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託

### 2. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### 3. 履行場所

各務原市が指定する場所

### 4. 委託業務内容

各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務を委託する。詳細は特記仕様書のとおり。

#### (1) 契約締結日から令和4年3月31日まで

各種調査・分析、各種会議運営支援、多文化共生推進ビジョン（骨子案）の提示

#### (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

各種会議運営支援、パブリックコメント実施支援、多文化共生推進プラン（最終案）の提示、多言語版リーフレットの作成

### 5. 業務委託料

提案上限金額 総額 金 3,245,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(1) うち令和3年度分 金 1,441,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(2) うち令和4年度分 金 1,804,000 円（消費税及び地方消費税込み）

### 6. 契約代金の支払い時期及び方法

契約代金は、特記仕様書に記載された業務の令和3年度分を完了後、また令和4年度分を完了後の2回に分けて支払うこととし、完了届出を受理した日から10日以内に検査を行い、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

### 7. 成果品の提出

成果品の書式及びデータ形式については、産業活力部観光交流課（以下「事務局」）と協議の上決定すること。

#### (1) アンケート・ヒアリング調査結果報告書

調査結果の分析コメントや多様な角度からみた比較分析、各調査対象別にクロス集計表やグ

ラフ等を用いて作成する。なお、クロス集計の集計軸は各務原市と協議し定めること。

- ・ A4 版、白黒、製本 5 部
  - ・ 電子データ（PDF 形式及び編集可能なデータ（ワード・エクセル））
- ※令和 4 年 3 月 31 日までに納品すること。

(2) 「各務原市多文化共生推進ビジョン」(骨子案)

アンケートやヒアリング調査の分析結果、各種会議、市民ワークショップなどの意見をもとに、各務原市の多文化共生に関する現状と課題、多文化共生事業の指針となる基本理念及び施策の方針等を取りまとめて報告する。

- ・ A4 版、白黒、製本 5 部
  - ・ 電子データ（PDF 形式及び編集可能なデータ（ワード・エクセル））
- ※令和 4 年 3 月 31 日までに納品すること。

(3) 「各務原市多文化共生推進プラン」(最終案) 本編

- ・ A4 版、表紙カラー、本文 1 色、50 ページ程度、製本 5 部
  - ・ 電子データ（PDF 形式及び編集可能なデータ（ワード・エクセル））
- ※令和 5 年 3 月 31 日までに納品すること。

(4) 「各務原市多文化共生推進プラン」多言語リーフレット

- ・ A4 版 4 ページ フルカラー (A3 2 つ折り)
  - ・ 各言語 5 部 (日本語、やさしい日本語、英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語)
  - ・ 電子データ (PDF 形式及び編集可能なデータ (ワード・エクセル))
- ※令和 5 年 3 月 31 日までに納品すること。  
※各言語への翻訳に係る費用は各務原市が負担する。

(5) その他資料

本業務において実施したアンケート、ヒアリング、ワークショップ、会議、パブリックコメント等の実施経過及び記録を整理し提出すること。

- ・ A4 版 白黒、1 部
  - ・ 電子データ (PDF 形式及び編集可能なデータ (ワード・エクセル))
- ※令和 5 年 3 月 31 日までに提出すること。

## 8. その他

- (1) 本業務による成果物は、データを含めて発注者である各務原市に帰属するものとし、各務原市の承認を得ずに使用、他に貸与しないこと。
- (2) 成果物内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受注者の責任において対処すること。
- (3) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他業務に要する経費は、すべて受注者の負

担とする。なお、打合せは原則として、各務原市が指定する場所で行う。

(4) この業務仕様書は本業務の大要を示したものであり、業務遂行に当たっては、各務原市と密接に連絡をとり、疑義が生じた場合は、その都度、各務原市と協議と協議の上決定すること。

(5) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

(6) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

(7) 受注者は、「個人情報取扱特記事項」を厳守すること。

## 別紙特記仕様書

### 1. 業務目的

多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、各務原市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するための支援業務を行う。

### 2. 業務概要

多文化共生に関するアンケート及びヒアリング調査を実施し、現状と課題を分析した上で、令和5年度から令和11年度までのプラン策定に関する支援業務を行う。

### 3. 関連計画等との整合性

本仕様書のほか、総務省「地域における多文化共生推進プラン」、岐阜県「岐阜県多文化共生推進基本方針」、「各務原市総合計画」、その他関連計画書等を熟知し、本プランとの整合性に留意すること。

### 4. 業務内容

下記の業務を行うこと。

(1) 各務原市の多文化共生に関する現状分析と課題の整理のため、アンケート調査を実施する。

① 実施時期 令和3年8月～12月頃

② 調査対象者

各務原市に住んでいる16歳以上（基準日を令和3年4月1日とする。）の住民

日本人市民2,000人、外国人市民2,000人

③ 調査方法

調査方法や調査内容は、業務提案に基づき、各務原市と協議のうえ決定する。また、調査結果の取りまとめを行うこと。外国人市民対象の調査票は、やさしい日本語と4か国語を準備（英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語）する。

#### 調査項目（案）

〈外国人市民アンケート〉

- ・回答者の属性、家族構成、居住の実態、滞在年数、就労状況
- ・日本語能力、学習ニーズ
- ・日常生活および将来への不安や悩み
- ・自治会および地域での交流
- ・生活情報の入手方法や相談相手
- ・防災に対する意識、災害情報の入手先
- ・生活満足度、各務原市に住む理由
- ・自由記入欄
- ・その他必要なこと

〈日本人市民アンケート〉

- ・回答者の属性、家族構成、居住の実態、就労状況
- ・外国人に関する印象
- ・外国人との交流機会、トラブルの原因
- ・外国人の地域参加
- ・多文化共生に関する意識や行動、大切なこと
- ・災害時等における外国人支援
- ・各務原市及び国際交流協会の事業
- ・自由記入欄
- ・その他必要なこと

④ 作業内容及び費用負担

作業内容、役割分担は下記のとおりとする。また、調査票の翻訳については、やさしい日本語と4か国語分の翻訳作業は各務原市が負担し、本業務委託の対象外とする。なお、外国人住民対象の調査票内の自由記入欄に記載された外国語については、日本語への翻訳作業及び翻訳料は受注者負担とする。

作業内容	各務原市	受注者
調査票の設計		○
調査票の印刷	○	
調査対象者・企業の抽出	○	
宛名ラベル作成・ラベル貼り	○	
発送用封筒・返信用封筒作成	○	
封入作業	○	
調査票の発送・回収に係る郵送料	○	
調査票の回収	○	
調査票データ入力・分析		○
アンケート調査報告書作成		○

(2) 多文化共生に関する各主体における現状と課題、取り組み状況及び効果的な方策などを把握するためにヒアリング調査を実施する。実施時期、調査対象、調査方法は次の通り想定しているが、他の方法に変更することは可能である。

① 実施時期 令和3年8月～11月頃

② 調査対象

- ・市内企業等（従業員規模20人以上の会社を対象とし10社以上）
- ・地域組織（3団体程度）

- ・保育及び幼児教育機関関係等（3 団体程度）
- ・教育関係機関等（3 団体程度）
- ・市民活動団体等（3 団体程度）
- ・外国人コミュニティ代表者（3 団体程度）

③ 調査方法

調査方法や調査内容は、業務提案に基づき、各務原市と協議のうえ決定する。また、結果の取りまとめを行うこと。

調査内容

ヒアリング（案）

- ・外国人及び技能実習生の雇用状況とその課題
- ・外国人労働者の定着にむけた取り組み
- ・トラブル等の事例とその原因
- ・留学生の市内企業への就職状況
- ・日本語教育の現状、日本語指導が必要な児童生徒数
- ・各務原市に期待すること
- ・その他必要なこと

(3) 検討会議の運営支援

以下の会議について、事務局となる観光交流課と連携を図りながら、会議への出席、検討資料の作成、会議運営、会議結果のとりまとめ、意見の計画への反映等を行う。

① 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会

- ・内 容 : 多文化共生推進プランの策定に係る審議
- ・委 員 : 有識者、行政機関、民間企業、各種団体、市民（外国人）など 十数名程度
- ・回 数 : 2 回程度（令和 3 年度）、3 回程度（令和 4 年度）

② 各務原市多文化共生推進プラン検討委員会

- ・内 容 : 多文化共生推進プランの協議及び関連部局間の連携
- ・委 員 : 市職員（部長級、課長級）など、10 名程度
- ・回 数 : 2 回程度（令和 3 年度）、3 回程度（令和 4 年度）

③ 各務原市多文化共生推進プラン担当者会議

- ・内 容 : 多文化共生に関する調査及び推進プランの検討
- ・委 員 : 市職員（係長級及び若手職員）10 名程度
- ・回 数 : 5 回程度（令和 3 年度）、5 回程度（令和 4 年度）

④ 市民ワークショップ

- ・内 容 : 多文化共生をテーマにしたワークショップ
- ・参加者 : 公募市民、外国人市民、関連団体代表者 (20 名程度)
- ・回 数 : 3 回程度 (令和 3 年度)、3 回程度 (令和 4 年度)

⑤ 外国人住民ワークショップ

- ・内 容 : 外国人住民の生活上での現状と課題を把握するためのワークショップを開催する
- ・参加者 : 各務原市在住、在勤の外国人
- ・回 数 : 2 回程度 (令和 3 年度)、2 回程度 (令和 4 年度)

※会議の日程は別途協議する。

※会議の実施回数は必要に応じて協議の上決定する。

※会場費及びファシリテーターを起用する場合など、会議運営に関する経費は委託料に含める。

※委員の選任や依頼及び会議の開催通知は各務原市が行う。

(4) 多文化共生推進ビジョン (骨子案) の提示 (令和 3 年度)

アンケート・ヒアリング調査等の分析結果や各種会議やワークショップの意見を基に各務原市の現状と課題を整理し、多文化共生事業の指針となる基本理念及び施策の方針等を示した多文化共生推進ビジョンを提示する。

(5) 多文化共生推進プラン (最終案) の提示 (令和 4 年度)

前号までを踏まえて、具体的な施策や事業及び推進体制等について検討し、プランの最終案を提示する。また、多文化共生の推進に向けた取り組みが網羅的に把握できるとともに、機能的に進捗状況の把握がしやすいものとする。

※会議やワークショップ、パブリックコメント等の意見を集約しプラン最終案へ反映すること。

※プランの策定にあたって、各務原市担当課と適宜打合せを行うこと。

※その他、プランの策定が円滑に進むよう、適切な方策を講じること。